

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈についての廃止及び 制定に係る概要紙

令和 5 年 7 月
経 済 産 業 省
産業保安グループ
製 品 安 全 課

1. 改正の背景

消費生活用製品安全法（以下「法」という。）では、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を「特定製品」として指定している。また、特定製品にあっては、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」（以下「技術基準省令」という。）により定められる技術上の基準を満足する必要がある、技術上の基準に適合していなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができないとされている。

「磁石製娯楽用品」及び「吸水性合成樹脂製玩具」は、近年、乳幼児が誤飲することによる事故が複数件発生したことを受け、特定製品指定の妥当性を検討の上、令和 5 年 1 月 30 日に経済産業大臣から消費経済審議会会長あてに「磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具を消費生活用製品安全法の特定製品に指定すること」について諮問を行ったところ、当該諮問に対する「特定製品に指定することが適当」との答申があり、消費生活用製品安全法施行令（以下「令」という。）別表第一を改正し「磁石製娯楽用品」及び「吸水性合成樹脂製玩具」を特定製品に追加することとなった。当該政令改正を行うための「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」については、令和 5 年 5 月 16 日に閣議決定され、同年 5 月 19 日に公布、同年 6 月 19 日には施行され、既に規制が行われているところ。

令の施行に伴い、技術基準省令の改正及び消費生活用製品安全法施行令別表第一第十一号及び第十二号に規定する経済産業省令で定める大きさを定める省令の制定も同年 6 月 19 日に施行されたが、現在、規制対象該当判断や技術上の基準への適合確認に資するより具体的な情報は、ウェブサイト上での Q & A 形式にて、部分的に補足している状況のため、十分な情報発信がなされていない。このため、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」（以下「運用及び解釈」という。）（令和 2 年 11 月 6 日）の速やかな所要の改正（廃止制定）を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 特定製品の解釈の追加

「磁石製娯楽用品」及び「吸水性合成樹脂製玩具」について、政令等の規定に係る補足及び特定製品への対象製品や非対象製品の例示を追加する。その他、「吸水性合成樹脂製玩具」の型式の区分の捉え方や技術基準省令で定める方式による表示の方法についても補足を追加する。

(2) 別表への特定製品の区分、技術上の基準及び解釈の追加

特定製品の区分に「磁石製娯楽用品」を追加し、以下各項において示す技術上の基準に対応する解釈を新たに追加する。

①経済産業省令で定める大きさの測定方法を追加

摘要：令で定める磁石製娯楽用品は、経済産業省令で定める大きさ以下のものに限定されており、同経済産業省令の別図に示す円筒形の容器内に収まる大きさを基準としているが、円筒形の容器への収め方や判定方法については言及していない。このため、円筒形の容器に製品を収める際に圧縮せず任意の方向で確認する、製品を構成する個々の磁石（又は磁石を使用する部品）についても確認する等の測定方法を追加する。また、この測定方法は、玩具の国際規格であるISO 8124-1と同一の測定方法である。

②「磁石製娯楽用品」の定義を補足し、確認する旨を追加

摘要：製品を構成する磁石を使用する部品から磁石が容易に外れる構造となっているものにあつては、当該磁石が円筒形の容器内に収まる場合、当該磁石も技術上の基準を満足しなければならないとされる。このため、容易に外れる構造か否かの判断方法として、ISO 8124-1の引張試験を適用する。

③磁力の強さを示す指標（磁束指数）の測定方法を補足する旨を追加

摘要：技術上の基準では、仮に誤飲した場合でも体外に自然排出される水準の磁力のみ許容することとし、磁束指数が50 平方キロガウス平方ミリメートル未満の磁石であることを規定する。このため、磁束指数の定義及び磁石の正確な磁束指数を測定する方法を、ISO 8124-1から引用する。

④使用上の注意事項の表示を補足する旨を追加

摘要：技術上の基準では、満3歳に満たない乳幼児に使わせない、満3歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する、子どもが万が一誤

飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨を記載することを規定する。このため、これら注意事項の表示が適切に行われるよう、表示方法等を補足する。

(3) 別表への特定製品の区分、技術上の基準及び解釈の追加

特定製品の区分に「吸水性合成樹脂製玩具」を追加し、以下各項において示す技術上の基準に対応する解釈を新たに追加する。

①経済産業省令で定める大きさの測定方法を追加

摘要：令で定める吸水性合成樹脂製玩具は、吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限定されており、同経済産業省令の別図に示す円筒形の容器内に収まる大きさを基準としているが、円筒形の容器への収め方や判定方法については言及していない。このため、円筒形の容器に製品を収める際に圧縮せず任意の方向で確認する、製品を構成する吸水性の合成樹脂の部分全てについても確認する等の測定方法を追加する。また、この測定方法は、玩具の国際規格であるISO 8124-1と同一の測定方法である。

②「吸水性合成樹脂製玩具」の定義を補足する旨を追加

摘要：技術上の基準では、吸水することにより幅、高さ及び長さのいずれもが、50 パーセントを超えて膨潤しないことを規定するが、詳細な確認方法は言及されていない。このため、「吸水」の要件・方法、いずれの寸法の測定方法及び50 パーセントを超えて膨潤した場合の緩和試験を補足することとし、ISO 8124-1からそれらを引用する。

③使用上の注意事項の表示を補足する旨を追加

摘要：技術上の基準では、満3歳に満たない乳幼児に使わせない、満3歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する、子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨を記載することを規定する。このため、これら注意事項の表示が適切に行われるよう、表示方法等を補足する。

(4) ライターで引用する日本産業規格の更新

日本産業規格S 4801 (2018)、日本産業規格S 4802 (2018)及び日本産業規格S 4803 (2018)の改正に伴い、所要の解釈を変更する。

①「ライター」で引用する日本産業規格の年情報を変更

摘要：令和4年1月20日、日本産業規格S 4801 (2022)、日本産業

規格 S 4 8 0 2（2 0 2 2）及び日本産業規格 S 4 8 0 3（2 0 2 2）に改正されたため、現在の旧規格の引用を改めることとする。なお、引用規格の改正において、現行の技術上の基準と同等の安全レベルが確保される。

3. スケジュール

パブリックコメント：令和 5 年 6 月 8 日～令和 5 年 7 月 8 日

通知・適用：令和 5 年 7 月 2 4 日